令和 4 年 12 月 23 日

株式会社２１
　メガネ２１　　代表者　殿

広島中央労働基準監督署長

是正報告書の提出について（督促）

令和４年11月４日に労働基準監督官　　が貴事業場に是正指導した下記事項については、既に是正期日（令和４年11月30日および同年12月23日）を過ぎましたが、未だに是正されていない状態のままとなっております。

つきましては、令和５年１月６日までに現在の是正状況を書面にまとめ当署宛てに提出してください。

なお、令和４年11月４日付でお渡しした是正勧告書に記載のとおり、是正勧告書法条項に係る法違反については、所定期日までに是正しない場合、事案の内容に応じ送検手続をとることがありますことを申し添えます。

1	労基法第39条第７項	年次有給休暇の付与日数が10労働日以上である労働者に対し、当該年次有給休暇の日数のうち５日について基準日から１年以内の期間にその時季を定めることにより与えていないこと。
2	安衛法第66条第１項（安衛則第44条第１項）	常時使用する労働者に対し、１年以内ごとに１回、定期に法定の項目について医師による健康診断を行っていないこと。
3	労基則第24条の７	年次有給休暇管理簿を作成していないこと。
4	労基法第37条第１項	時間外労働に対し、２割５分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。（不足額については、令和４年７月16日に遡及して支払うこと。）
5	労基法第18条第２項	貯蓄金管理の労使協定を所轄労働基準監督署長に届け出ていないこと。
6	労基法第32条第１項・第２項	時間外労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ていないにもかかわらず、法定労働時間を超えて労働させていること。
7	指導票	・自己申告制の適正な運用 ・年次有給休暇制度の適正な運用

広島中央　労働基準監督署
所在地　広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎２号館１階
電　話　082-221-2460
担　当